

公益社団法人神奈川県理学療法士会会長
一般社団法人神奈川県作業療法士会会長
一般社団法人神奈川県言語聴覚士会会長

様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長
(公 印 省 略)

保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について（依頼）

日頃から本県の保育行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

保育所等の職員については、従来から、保健師等を 1 人に限り保育士とみなすことを可能としてきたところですが、令和 8 年 4 月 1 日から施行された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和 8 年内閣府令第 10 号)」により、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等を 1 人に限り保育士とみなすことが可能となりました。

つきましては、保育所等における障害児支援の拡充のため、貴会会員に対してこのことを周知していただきますようお願いいたします。

なお、県では、保育所等で働くことを希望する方の就職を支援する「かながわ保育士・保育所支援センター」を運営しています。当該センターでは、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の保育所等への就職支援も可能であることを申し添えます。

(添付資料)

- ・ 令和 8 年 4 月 8 日付けこ成保第 329 号、8 文科初第 177 号通知「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」
- ・ かながわ保育士・保育所支援センター周知用チラシ

問合せ先

(制度改正に関すること)

保育・待機児童対策グループ 細田、銭谷

電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 4 6 6 3

メール hoiku.536@pref.kanagawa.lg.jp

(かながわ保育士・保育所支援センターに関すること)

子育て支援人材グループ 今道

電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 4 6 8 7

メール k-jinzai.dj76@pref.kanagawa.lg.jp